

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成19年3月15日(2007.3.15)

【公表番号】特表2003-515053(P2003-515053A)

【公表日】平成15年4月22日(2003.4.22)

【出願番号】特願2001-540048(P2001-540048)

【国際特許分類】

**F 0 3 D 1/04 (2006.01)**

【F I】

F 0 3 D 1/04 B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成19年1月24日(2007.1.24)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0010】

本発明の第2の主題として、環状を呈する縮径部を有する導風管を組込み、縮径部にロータを配置し、ロータのブレードを、環状を画定する回転範囲に作用するような形状に構成したことを特徴とする風力利用タワーを提供する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0022

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0022】

本発明の第2の主題として、図5に示すように、導風管(22)が環状を呈する縮径部(51)と同じ形状の回転範囲を有するロータ(52)を有する風力利用タワーを提案する。

前記縮径部(51)は導風管(22)の内側に存在する偏流体(55)によって形成され、偏流体(55)は円筒形中央部分(56)と円錐形外側部分(57, 58)とから成り、この偏流体が導風管内に、一定の円形断面を呈して風を取り入れる第1領域(60)と、次第に縮径する環状を呈する第1部分(62)および断面積一定の環状を呈する第2部分(63)とから成り、その端部にロータ(52)が配置されている第2領域(61)と；前記第2および第1領域(61, 60)とそれほぼ対称の形状を有して風を吐出す第3および第4領域(64, 65)とを画定する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0023

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0023】

図6はロータ(52)の詳細図であり、図示のように、軸心(72)を中心に、図示しないが偏流体(55)の中央部(59)に配置された手段を介して回転することができる複数のブレード(70)を備えた支持体(70)で構成されている。ロータ(52)は公知のロータ(3)と同様に動作して、環状を呈する範囲内を回転する。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0025

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0025】

図7は本発明の第2の主題の変更実施態様を示し、図示のように、上記偏流体(55)と同様の形状を呈する偏流体(85)が存在することは同じであるが、導風管(22)がその中央部に、比較的断面積が小さい領域を有し、これが環状を呈する縮径部(51)を画定する。この部分に関して、図8は図6と同様にロータの正面図である。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0028

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0028】

本発明の第1および第2の主題として中央平面を挟んで対称の導風管および縮径部を図示し、説明したが、当業者には明らかなように、本発明はこれらの構成に限定されるものではなく、縮径部が導風管の中央部に位置せず、また、導風管が対称部分から構成されていない風力利用タワーをもその範囲に含む。ロータが縮径部の中央に位置することも、回転軸が水平であることも必須条件ではない。

本発明の第2の主題に関しても、当業者には明らかなように、縮径部は環状を呈してもよいが、導風管および内側偏流体の断面形状が円形以外の形状なら、その他種々の形状であってもよい。最後に、本発明の第3の主題が特徴とする増風装置は、無風状態においても風力利用タワーが動作し続けるように機能できるアクチュエータ手段を含むことができる。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】図面の簡単な説明

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【図面の簡単な説明】

【図1】

公知の風力発電機の左側面図および正面図である。

【図2】

公知の風力発電機を構成する要素の詳細図である。

【図3】

左側は本発明の第1および第3の主題による風力利用タワーの垂直断面図、右側はその正面図である。

【図4】

本発明の第1および第3の主題による風力利用タワーにおける導風管の長手方向断面図である。

【図5】

本発明の第2および第3の主題による風力利用タワーにおける導風管の長手方向断面図である。

【図6】

本発明の第2の主題による風力利用タワーにおいて使用される、環状を呈するロータの正面図である。

【図7】

本発明の第2の主題による風力利用タワーの変更実施態様を示す図5お同様の図である。  
。

**【図8】**

本発明の第2の主題による風力利用タワーの変更実施態様を示す図6と同様の図である

。